

安保法制は、

立憲主義に
反し、

憲法違反

です。



①憲法は、政府が守らなければならない決まりです。



②今、政府がその決まりを破ろうとしています。



③それは、立憲主義に反します。



日本は、憲法で再び戦争の惨禍を起こさないことを決意しました。
安保法制は、日本が直接攻撃されていないのに、海外で、武力行使や戦争を行う危険性を高めるものです。自衛隊員や市民のいのちが危険にさらされます。

安保法制は廃止しかありません。



日弁連 憲法

検索

JBA 日本弁護士連合会



廃止しかありません！

安全保障法制に関する日弁連の見解

2016年3月29日、安保法制が施行されました。

安保法制は、これまでの内閣が憲法上許されないとしてきた集団的自衛権の行使を認めています。また、外国の軍隊の武力行使と一体になるとして禁止してきた範囲まで後方支援を拡大し、国連平和維持活動（PKO）に従事している自衛隊に駆け付け警護などの新しい任務と任務遂行のために武器を使用する権限を与えることなどを認めています。これによって、日本が武力紛争の当事者となる危険性が現実のものになろうとしています。その意味で、この安保法制は、憲法前文と第9条に定める恒久平和主義に反し、平和的生存権を侵害しています。また、この安保法制は、憲法改正手続をとらないまま、一内閣の閣議決定で憲法解釈を変えて作成した法案を、国会で可決して、実質的に憲法を変えるものとして、立憲主義に反しています。

このような憲法違反の安保法制が施行され、日本が、集団的自衛権の行使として武力を行使した場合はもちろん、PKOや米軍等の武器等防護による武器の使用や後方支援の拡大に踏み出すことになれば、外国の軍隊の武力行使と一体となっていると見られて、日本が相手国からの攻撃の対象になる可能性も高まります。

また、海外にPKOとして派遣されている自衛隊に対して、駆け付け警護などの新しい任務と、任務遂行のための武器使用の権限が与えられると、自衛隊員が任務遂行中に武装勢力などの攻撃を受け、それに反撃して戦闘行為となって、自ら殺傷し、あるいは殺傷されるという極めて危険な事態に至ってしまうおそれがあります。

これらは、恒久平和主義が破られ、平和的生存権の侵害が一層現実化することを意味し、立憲主義の大きな危機と言わなければなりません。

以上の理由から、私たちは、憲法違反の安保法制の施行に抗議するとともに、その適用・運用に強く反対し、改めて安保法制の廃止を求めます。



安保法制は憲法違反です！

